

有価証券に関する指標

1.商品有価証券の種類別平均残高

該当ございません。

2.有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和3年度	国債	—	—	—	—	—	19,821	—	19,821
	地方債	100	202	809	200	375	2,760	—	4,449
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	108	119	549	977	788	—	2,543
	株式	—	—	—	—	—	—	237	237
	外国証券	—	1,097	1,461	1,742	814	1,600	2,439	9,156
	その他の証券	265	425	605	424	1,679	87	1,833	5,321
	合計	366	1,834	2,995	2,917	3,848	25,057	4,510	41,530
令和4年度	国債	—	—	—	—	—	23,566	—	23,566
	地方債	100	572	329	99	442	2,720	—	4,265
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	—	207	18	1,052	766	764	—	2,810
	株式	—	—	—	—	—	—	237	237
	外国証券	—	488	996	200	454	2,699	2,552	7,390
	その他の証券	—	474	1,554	796	2,319	82	2,457	7,684
	合計	100	1,742	2,899	2,149	3,983	29,834	5,246	45,956

3.有価証券の種類別の期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	19,821	18,755	23,566	19,964
地方債	4,449	4,603	4,265	4,474
短期社債	—	—	—	—
社債	2,543	2,570	2,810	2,743
株式	237	218	237	215
外国証券	9,156	10,652	7,390	7,165
その他証券	5,321	6,023	7,684	6,395
合計	41,530	42,823	45,956	40,958

有価証券の時価情報

1.売買目的有価証券

該当ございません。

2.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が 貸借対照表 計上額を 超えるもの	国債	1,000	1,015	14	9,427	9,737	309
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	800	835	35	300	307	7
	小計	1,800	1,850	49	9,727	10,044	317
時価が 貸借対照表 計上額を 超えないもの	国債	5,194	4,817	△377	6,183	5,598	△585
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	1,000	924	△75	2,899	2,690	△208
	小計	6,194	5,741	△453	9,083	8,289	△794
合計	7,995	7,591	△403	18,811	18,334	△476	

(注)1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記「その他」は、外国証券です。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3.その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	償却原価	差 額	貸借対照表計上額	償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が 償却原価を 超えるもの	株式	116	91	24	177	128	49
	債券	3,330	3,303	27	1,214	1,201	12
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	1,689	1,670	19	998	987	10
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,640	1,632	7	215	214	1
	その他	5,832	5,384	447	575	508	67
小 計	9,278	8,779	499	1,967	1,838	128	
貸借対照表 計上額が 償却原価を 超えないもの	株式	34	36	△2	—	—	—
	債券	17,289	17,965	△676	13,817	14,519	△702
	国債	13,626	14,215	△588	7,955	8,423	△468
	地方債	2,760	2,829	△69	3,266	3,453	△186
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	902	921	△18	2,595	2,642	△46
	その他	6,840	7,681	△840	11,294	12,959	△1,665
小 計	24,163	25,683	△1,519	25,111	27,479	△2,367	
合 計	33,442	34,462	△1,020	27,078	29,317	△2,238	

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

4.子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ございません。

5.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・子会社株式	—	—
非上場株式	86	60
その他の証券	6	6

金銭の信託

1.運用目的の金銭の信託

該当ございません。

2.満期保有目的の金銭の信託

該当ございません。

3.その他の金銭の信託

該当ございません。

デリバティブ取引

1.金利関連取引

該当ございません。

2.通貨関連取引

該当ございません。

3.株式関連取引

該当ございません。

4.債券関連取引

該当ございません。

5.商品関連取引

該当ございません。

6.クレジットデリバティブ取引

該当ございません。

報酬等に関する事項

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2)令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	104

(注)1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」85百万円、「退職慰勞金」19百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第4号、第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和4年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。